

論 点

- 1 日常生活圏域ごとの高齢者ニーズ調査を実施して地域の実情に応じた介護拠点の計画的整備を進めるべきではないか。
- 2 次期計画では、医療との連携、住まい整備との連携、認知症サービスの充実についても保険者が重点分野として選択して記載できることとしてはどうか。

〈参考1〉参酌標準及び総量規制について

1. 参酌標準

- 参酌標準とは、介護保険法第116条に基づき、国が定める「基本指針」において、各自治体が介護保険事業（支援）計画に定めるサービス見込量を算定するにあたっての「参酌すべき標準」のことという。

＜参酌標準：介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備＞

※介護専用の居住系サービス：認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設
(平成26年度)

$$\frac{\text{施設・居住系サービスの利用者数}}{\text{要介護認定者数(要介護2~5)}} \leq \underline{37\%}$$

2. 総量規制

- 総量規制とは、介護保険法第117条及び第118条に基づき介護保険事業計画に定めた定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る指定によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できることとされている。

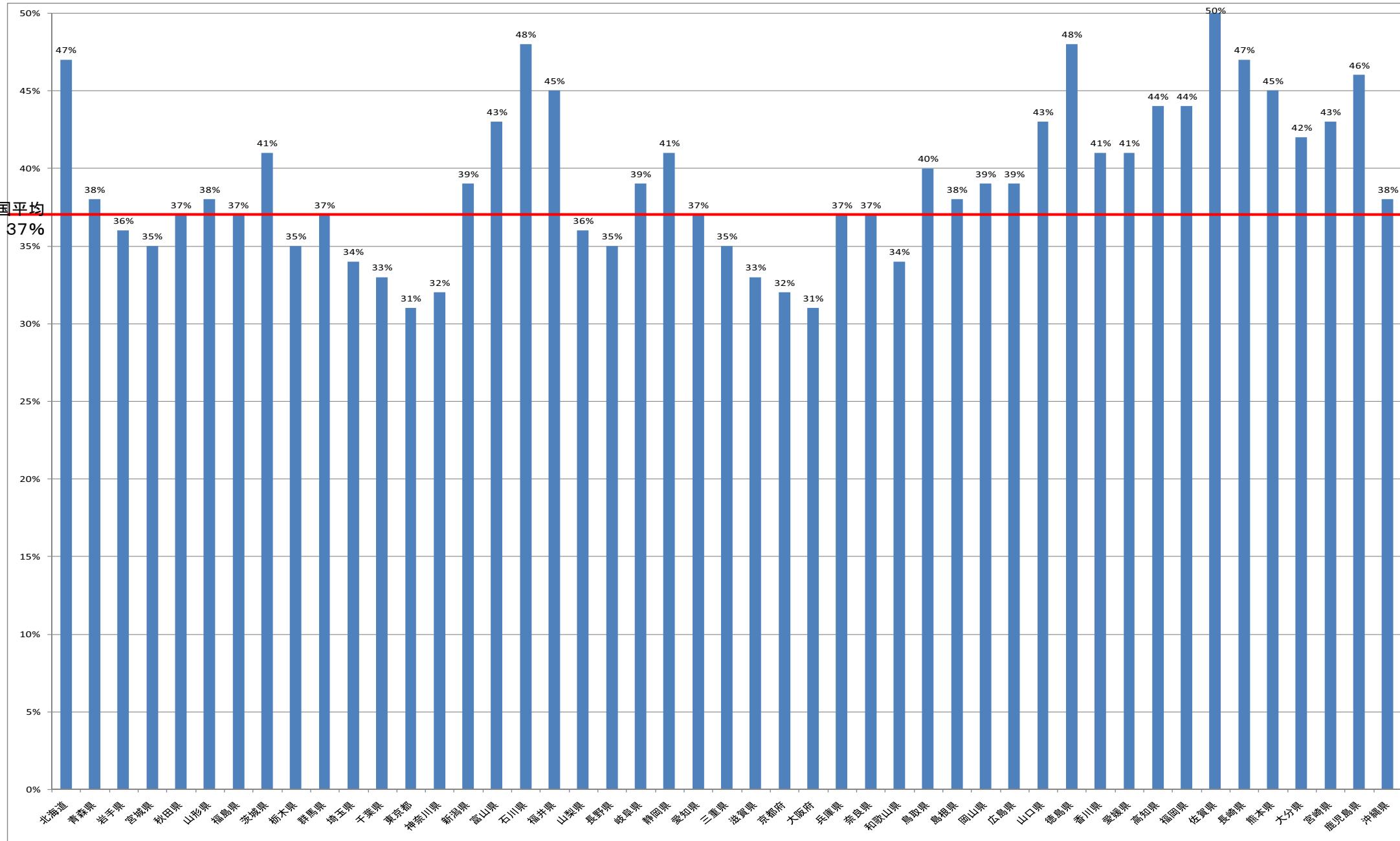
＜対象サービス（地域密着型サービスを含む。）＞

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護専用型特定施設
- ・認知症高齢者グループホーム

※混合型特定施設（任意）

〈参考2〉要介護2～5の高齢者数に対する施設・居住系サービス^{*}の利用者数の割合(平成21年3月時点)

* 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設、介護療養型医療施設



〈参考3〉 規制・制度改革に係る対処方針について（抜粋）

〔平成22年6月18日
閣議決定〕

規制・制度改革に係る対処方針を別紙のとおり定める。
(別紙)

規制改革事項	⑯介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃
対処方針	<ul style="list-style-type: none">参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。<平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置>

〈参考4〉 平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」における参考資料（抜粋）

(参考資料) 経済対策のとりまとめに当たって検討し、今後行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会において引き続き検討する事項

〈医療・介護〉
介護総量規制の緩和

2. 必要なサービスを確保するための方策 (地域密着型サービスの整備方策)

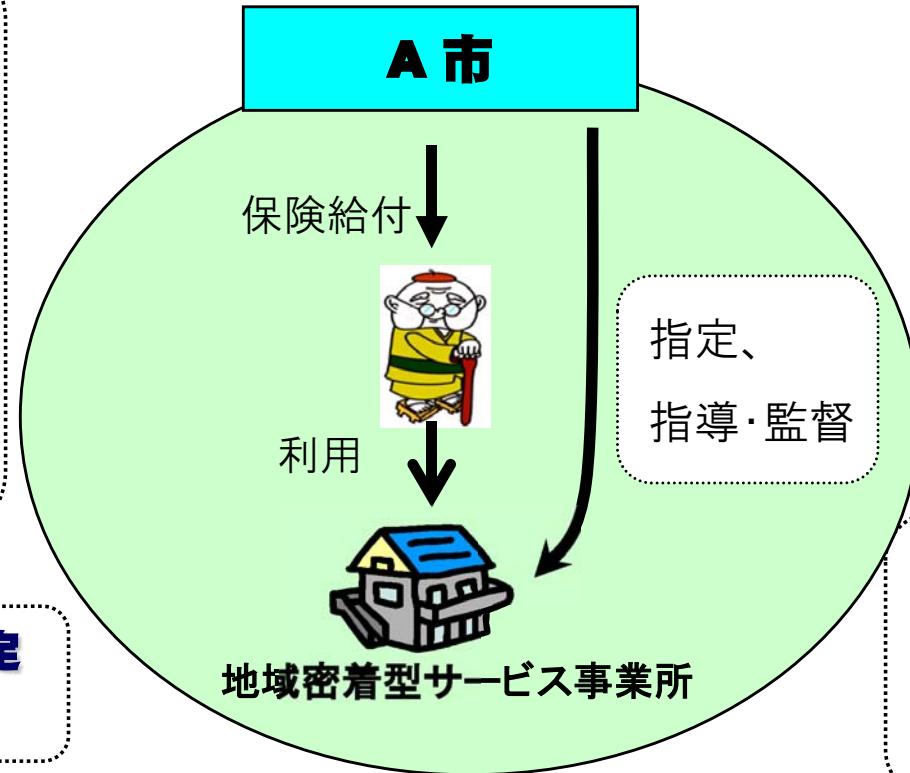
地域密着型サービスの概要

平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝**地域密着型サービス**）を創設した。

1：A市の住民のみが利用可能

- 市町村が指定権限を持つ
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2：地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

4：公平・公正透明な仕組み

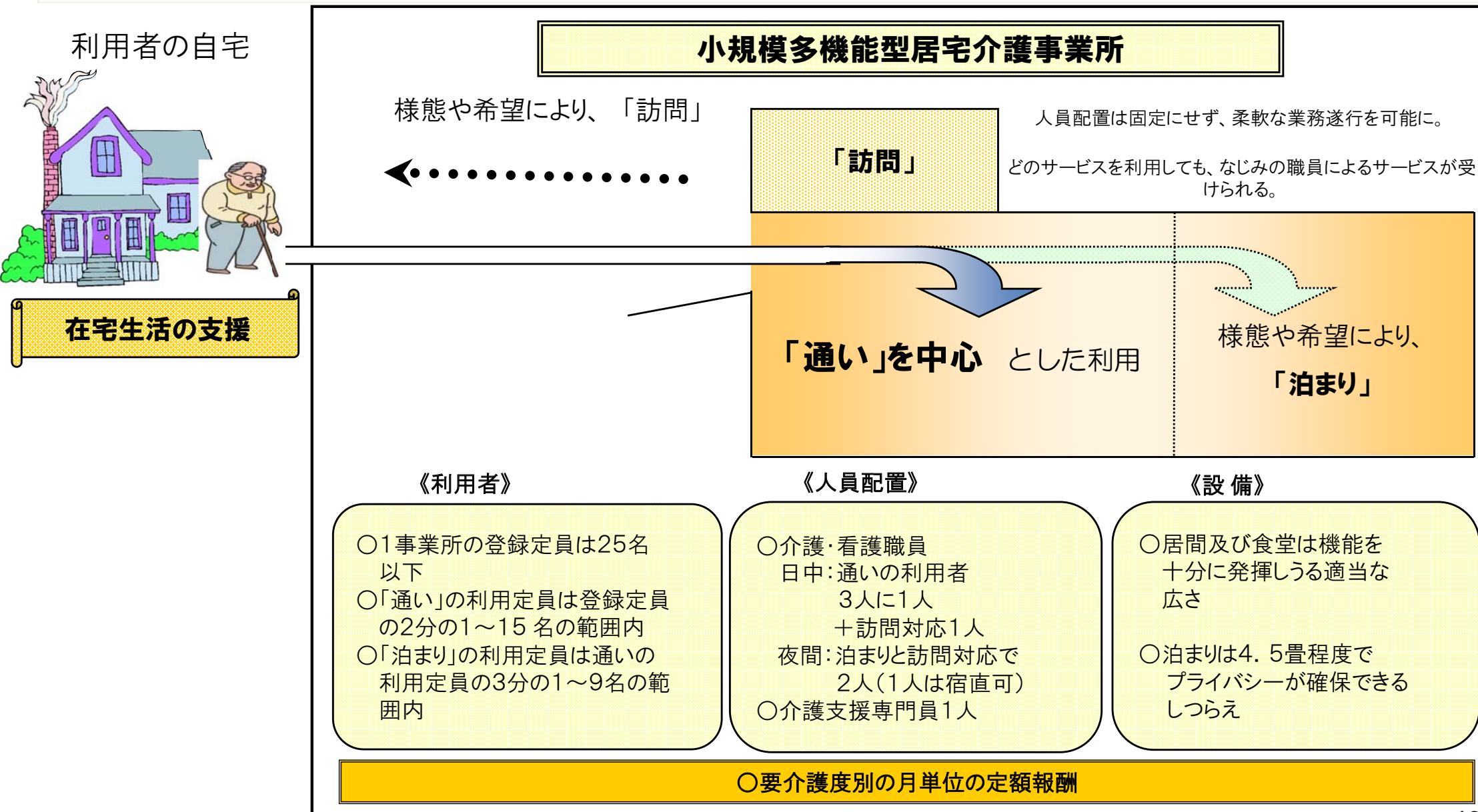
指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

【地域密着型サービスの種類】

- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型通所介護（認知症デイ）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

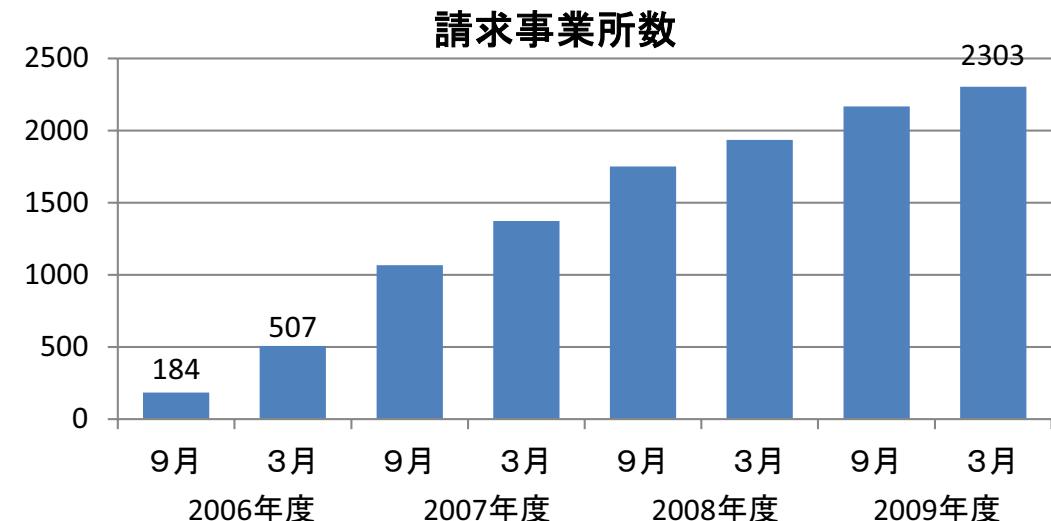
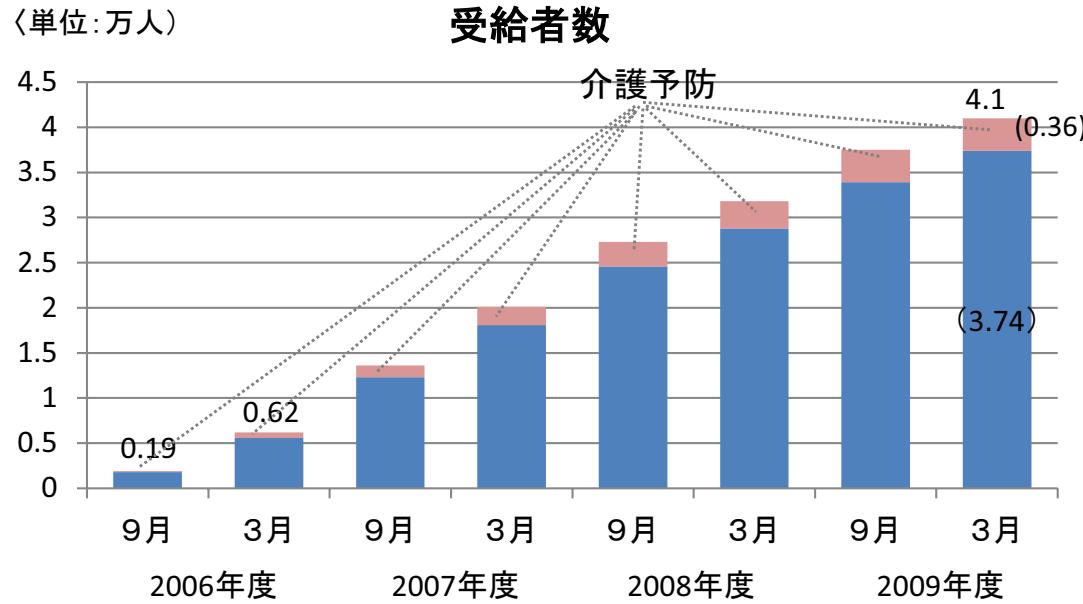
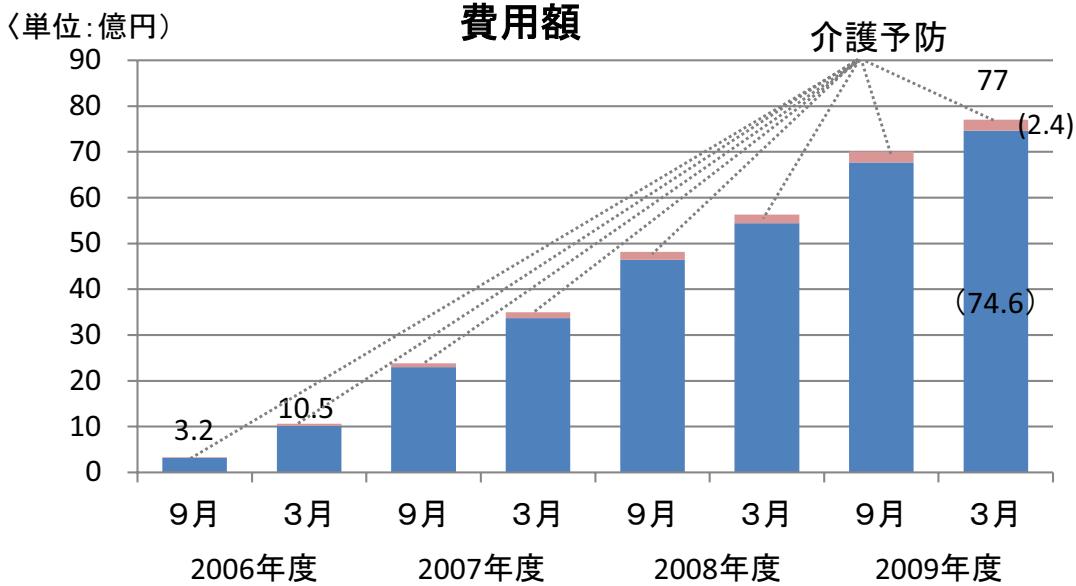
小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**隨時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。



小規模多機能型居宅介護の利用状況

小規模多機能型居宅介護は普及が進んでいるものの、地域包括ケアを支える重要なサービスであることを見たれば、普及を加速していくことが必要である。



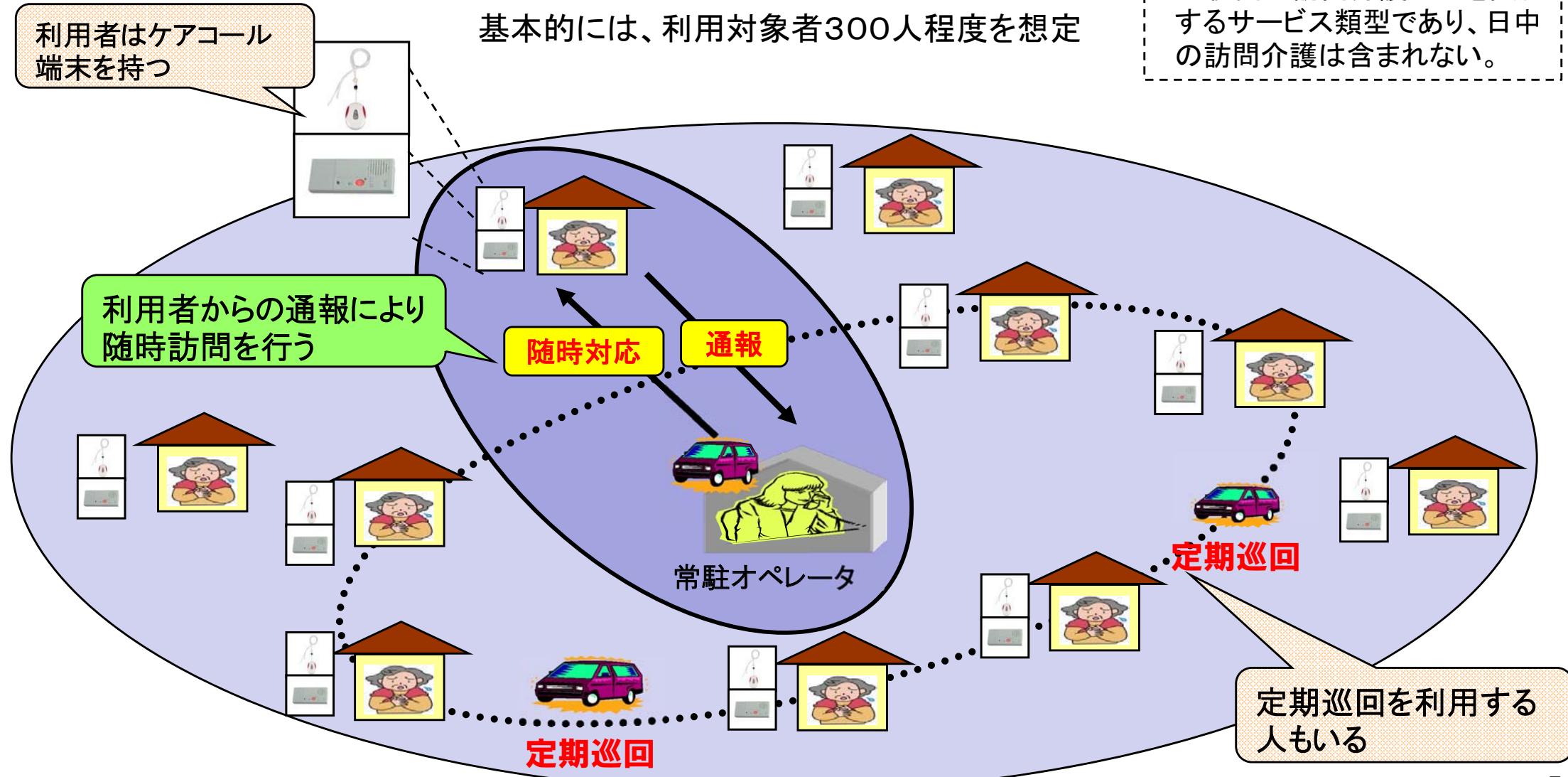
注) 各月の費用額・受給者数・請求事業所数の値は、介護給付費実態調査月報より作成。

なお、9月サービス分(10月審査分)を「9月」の部分で記載し、3月サービス分(4月審査分)を「3月」の部分で記載している。

夜間対応型訪問介護の概要

在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考え方から、平成18年4月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

夜間対応型訪問介護のイメージ図

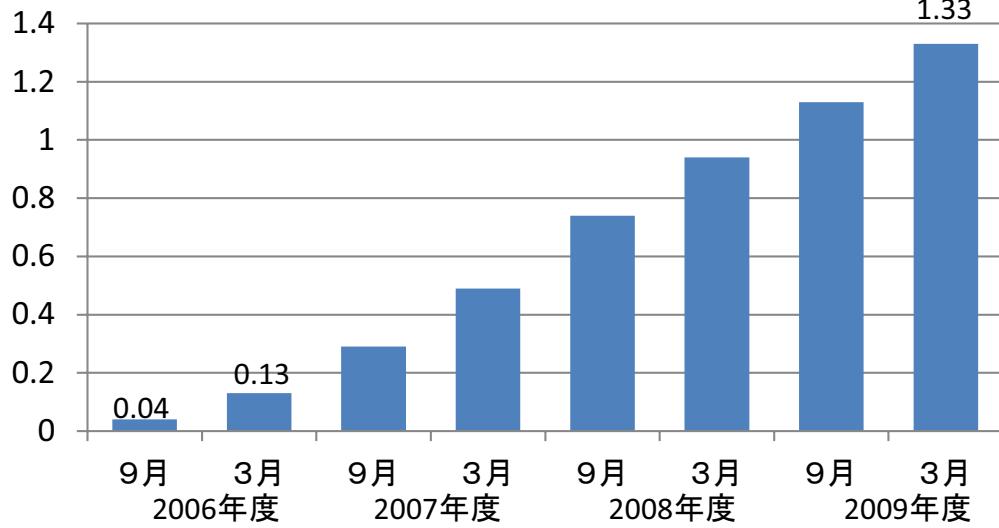


夜間対応型訪問介護の利用状況

夜間対応型訪問介護は2006年4月に創設されたが、2009年度末現在、利用者数が約5,000人、事業所数が95カ所にとどまっており、伸び悩んでいる。

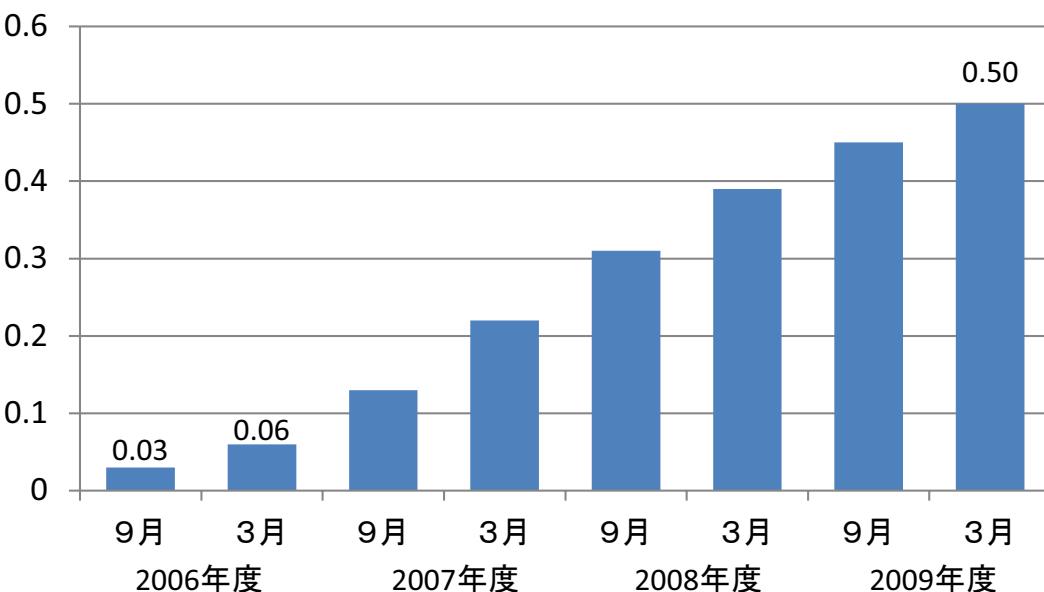
（単位：億円）

費用額

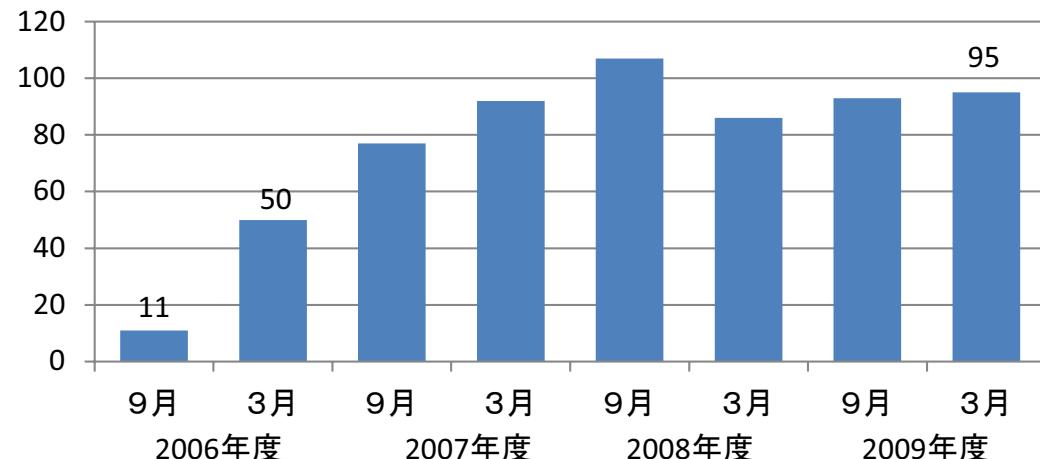


（単位：万人）

受給者数



請求事業所数



注) 各月の費用額・受給者数・請求事業所数の値は、介護給付費実態調査月報より作成。

なお、9月サービス分(10月審査分)を「9月」の部分で記載し、3月サービス分(4月審査分)を「3月」の部分で記載している。